

# 兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学利益相反マネジメント自己申告実施要領

この要項は、兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学利益相反マネジメント規程第11条に定める「自己申告」について、その実施に係る必要な事項を定めるものとする。

## 1 申告要件

自己申告の対象となる教職員は、下記（1）～（5）の1以上の項目に該当し、かつ2（申告要件に係る年間基準額等）に定める年間基準額等を満たす者及び（6）に該当する者とする。

- （1）企業等との共同研究、受託研究に参加する場合
- （2）企業等から寄附金、設備又は物品等の供与を受ける場合
- （3）企業等の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
- （4）企業等に自らの発明等を技術移転する場合
- （5）前各号に掲げるもののほか、教職員等への便益を供与する企業等に対し、法人の施設、設備の利用の提供、又は企業等から物品を購入する場合
- （6）厚生労働省科学研究費補助金に申請を行う場合

## 2 申告要件に係る年間基準額等

- （1）産学連携活動に係る同一企業等から合計して年間200万円以上の研究費等を受け入れている。
- （2）本人または本人の家族（生計を一にする配偶者および一親等の者）が産学連携活動に係る同一企業等から年間100万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- （3）本人または本人の家族（生計を一にする配偶者および一親等の者）が産学連携活動に係る同一企業等の株式等（発行済株式総数5%以上の公開株式、1株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権など）を保有している。

## 3 申告方法

- （1）一括申告：前年度1年間の内容について、毎年7月31日までに申告する。
- （2）随時申告：一括申告の期日後、申告要件に該当していた場合、また、新たに利益相反の状態に陥る可能性がある場合には、随時申告を行うことができる。
- （3）修正申告：すでに行った申告を修正する場合も（2）と同様とする。

## 4 申告先

申告書の提出先は、以下とする。

地域リサーチ&イノベーション推進部地域協働課

## 5 適用

この要領は令和3年4月1日から施行する。

兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学利益相反マネジメント  
自己申告書

兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学利益相反マネジメント委員会委員長 様

氏名：  
連絡先：  
E-mail：

利益相反に関する状況について、下記のとおり申告します。

令和 年 月 日

署名：

\*該当する箇所にチェックまたは○をつけ、必要事項を記載してください。

- 一括申告                       随時申告                       修正申告

【申告者本人】

- ①産学連携活動に係る同一企業等と年間基準額(200万円)以上の研究等を行っている。

(共同研究、受託研究、寄附金等の合計額が200万円以上の場合)

・共同研究費	企業・団体名	金額	万円/年
	企業・団体名	金額	万円/年
・受託研究費	企業・団体名	金額	万円/年
	企業・団体名	金額	万円/年
・寄附金	企業・団体名	金額	万円/年
	企業・団体名	金額	万円/年
・受託事業費	企業・団体名	金額	万円/年
・その他	企業・団体名	金額	万円/年

- ②産学連携活動に係る同一企業等から年間基準額(100万円)以上の個人的な経済的利益を得ている。

(講演料、原稿料、給与等の収入及び物品、設備の提供等の便益の供与の合計額が100万円以上の場合)

・兼業の有無	有 ・ 無		
・企業・団体名			
・役割(役員・顧問等)			
・活動内容			
・活動時間		時間 / 月	
・報酬・給与	万円/年	講演謝礼等	万円/年
原稿料	万円/年	ロイヤリティ等	万円/年
・役務の提供	内容	金額換算(約)	万円/年
・機材等提供	内容	金額換算(約)	万円/年
・融資保証等	内容	金額	万円/年
・その他收受	内容	金額	万円/年

③産学連携活動に係る同一企業等の株式等を保有している。

(株式(公開株は発行済み株式総数の5%以上、未公開株は1株以上)、出資金、新株予約権、受益権など)

- ・株式等の保有の有無  有  無
- ・企業名
- ・株式等の種類(数量)
- ・保有・売却時期 令和 年 月 日 (□頃から保有・□頃に売却)
- ・保有・売却に至った事由

④教職員等への便益を供与する企業等に対して、本法人の施設・設備の利用の提供、当該企業等から物品の購入実績又は研究成果物(サンプルも含む)の提供などがある。

- ・企業・団体名
- ・施設・設備の利用の提供、物品購入又は研究成果物(サンプルも含む)の提供などの内容

⑤厚生労働省科学研究費補助金の申請を行う。

・次に申請する研究課題に対してお尋ねします。研究課題に関して産学連携活動を行っていますか。

行っており、前記①～④に該当  行っているが、前記①～④非該当  行っていない

※「行っており、前記①～④に該当」の場合は、別紙(様式任意)にて企業等から受けた経済的利益(家族を含む)の内容を詳しく記載し、申告書と一緒に提出してください。

【申告者の家族(生計を一にする配偶者及び一親等の者(両親及び子供))】

※家族の申告の必要性  有  無

①産学連携活動に係る同一企業等から年間基準額(100万円)以上の個人的な経済的利益を得ている。

(給与等の収入及び物品等の便益の供与の合計額が100万円以上の場合)

- ・企業・団体名
- ・役割(役員・顧問等)
- ・活動内容
- ・活動時間 時間 / 月
- ・報酬・給与等 万円/年
- ・役務の提供 内容 金額換算(約) 万円/年
- ・物品等提供 内容 金額換算(約) 万円/年
- ・融資保証等 内容 金額 万円/年
- ・その他收受 内容 金額 万円/年

②産学連携活動に係る同一企業等から株式等を保有している。

(株式(公開株は発行済み株式総数の5%以上、未公開株は1株以上)、出資金、新株予約権、受益権など)

- ・株式等の保有の有無  有  無
- ・企業名
- ・株式等の種類(数量)
- ・保有・売却時期 令和 年 月 日 (□頃から保有・□頃に売却)
- ・保有・売却に至った事由

※「産学連携活動」とは、本法人と企業との間で行う技術移転、共同研究、受託研究及び寄附金の受け入れ等又は教職員等が企業等で行う兼業活動等のことを指します。

※「企業等」とは、企業又は営利を目的とする団体等のことを指します。

国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、学校等は含みません。

※「ロイヤリティ」とは、個人所有の特許実施料等による収入をいいます。